

6 入居選考基準表(案)

これまで検討してきたものを総括し、次のような基準表の案を作成いたしましたので参考としていただきたいと思います。

高・・・特に高い点数を加点する。

中・・・高い点数を加点する。

低・・・低い点数を加点する。

※・・・程度（障害の等級など）や人数に応じて加点する。

大項目	小項目	定義	配点
地域の形成	従前のコミュニティの形成	震災時に同じ大字内に居住していた被災世帯で、グループとなって同一地区の災害公営住宅を希望する場合	高
	新たなコミュニティの維持・発展	震災以降同一の一時提供住宅内に居住している被災世帯で、グループとなって同一地区の災害公営住宅を希望する場合	高
地元回帰希望者	地元への居住	震災時に居住していた地区に戻る世帯	高
	遠距離通勤	震災時に居住していた地区に申し込む場合で、かつ震災時に居住していた地区に遠距離通勤している者がいる世帯	低
	学区(地元)	震災時に居住していた学区の学校に現在も通学している子がいる世帯	低
	学区(復学)	震災時に通学していた学校に復学する子がいる世帯	低
若年夫婦世帯・子育て世帯	子育て世帯	18歳未満の子どもがいる世帯	中
	若年夫婦世帯	夫婦（婚約者）の合計年齢が70歳以下の世帯	中
	ひとり親世帯	配偶者のいない者で、現に20歳未満の子を扶養している世帯	低
	震災遺児世帯	震災により、20歳未満の者が両親を失った世帯又は、ひとり親世帯で同居していた親を失った世帯	低
	高齢者世帯	申込者または同居者に高齢者がいる世帯	※
障がい者・要介護者世帯	障がい者要介護者世帯	申込者又は同居者が次のいずれかに該当する世帯 (ア)身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度 (イ)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度 (ウ)知的障害について福島県療育手帳制度要綱に定める知的障害AまたはBのいずれかに該当する程度 (エ)要介護認定を受けている	※
居住の状況	別居世帯	震災に起因する事情で別居し、従前の世帯に戻る場合	低
	自己所有住宅の滅失	震災時に申込者又は同居人が名義人となっている住宅が滅失したもの	低
	応急仮設住宅入居	震災後応急仮設住宅に入居し、現在も居住している世帯	低
その他	世帯人数	入居希望世帯の人数に応じて	※
	多子世帯	18歳未満の子が3人以上いる世帯	※

<参考資料 1> 検討経過

会議	開催年月日	主な検討内容
第1回	平成25年 5月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選出 ・いわき市災害公営住宅の概要について ・いわき市災害公営住宅入居選考基準の考え方について ・入居選考基準の方向性について
第2回	平成25年 7月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・いわき市災害公営住宅入居選考基準に盛り込むべき項目について
第3回	平成25年 8月5日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・いわき市災害公営住宅のコミュニティ募集及び世帯分離の取り扱いについて ・いわき市災害公営住宅入居選考基準の配点について
第4回	平成25年 9月4日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書『いわき市災害公営住宅入居選考基準の策定にあたって』について

<参考資料 2> 委員名簿

区 分	選出団体・機関		氏 名	役職	
	団体等の名称	役 職			
1	学識経験者	福島工業高等専門学校	准教授	齊藤 充弘	委員長
2		いわき明星大学	准教授	菅野 昌史	
3	いわき市 社会福祉協議会	いわき市社会福祉協議会	常務 理事	酒井 宏昌	副委員長
4	福島県宅地建物 取引業協会いわき支部	福島県宅地建物取引業協会 いわき支部	支部長	佐藤 光代	
5	建設予定地区代表	北部地区代表 豊間区	区長	鈴木 徳夫	
6		南部地区代表 勿来地区行政嘱託員連合会	会長	大山 登	
7	市長が必要と認める者	NPO 法人 美しい街住まい倶楽部	理事長	佐藤 俊一	